

岩手県告示第337号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、一戸町の地籍調査を平成26年4月1日次のとおり国土調査として指定した。

平成26年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 一戸町
- 2 調査地域 一戸町女鹿の一部
- 3 調査期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで